

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に関する行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性従業員の活躍を推進するとともに、従業員全体が家庭と仕事の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2 内容

目標 1 事務職 A 採用者に占める女性割合：30%以上

【取組内容】

- ・会社説明会での女性従業員からの説明実施【2020年度～】
- ・会社説明会での出産・育児支援制度および女性従業員活躍状況に関する内容の充実【2020年度～】

目標 2 働き方改革を促進する各種施策の導入と定着

【取組内容】

- ・子の看護・家族の介護のための休暇の時間単位取得を可能とする（2020年度～）
- ・時差勤務制度の導入【2020年度～】
- ・半日休暇の取得可能数拡充【2021年度～】
- ・保存休暇制度（時効失効した有給休暇を別途積み立て傷病治療や介護の際に利用できる制度）の利用要件拡充（子の養育・看護やボランティアなどでも利用可能へ）【2021年度～】